政治思想史におけるヘシオドス

原

隨

還

眞實を傳へる史料とはなし難い。 スを評して、「虚偽を正しく組み上けることを敎へた」と言つてゐる(Poetica, 1460 a)。 ギリシアに於ける文學作品としてのホメロスは、 しかもそれは、 作られた同時代のこととして語つてはゐないのであるから、 勿論、 皮質を忠實に傳へたものではない。 だから、 アリス 事件についての トテレス は

之に對して、等しくエポスと称せられてはゐるが、 ヘシオドスの仕事篇は、 直接自分の弟に呼びかけた教訓詩であ

また前代の史料とすべきかに問題の餘地が存する。

でを作者と同時代の史料とすべきか、

われに領得されるのである。 るから、 作者の感情が卒直にあらはされてゐる。從つて、 かく現實を歌つてゐるといふ點が、 作品をとほして、 ホメロスと趣を異にしてゐるのである。 當時の社會も時代の感情も、 確實にわれ

「おゝペルセウス(Perseus)よ、予は眞鷺を語らん」(Erga, 10)

と唱つてゐるやうに、卒直に自己の感情と思想とを吐露せんとしたのであるが、それは、

もともと、家庭的な私事に

(18)

政

ると觀じたのである。

第二十八卷 第一號 一九

關したものであり、それから出發した時代批判である。だから、直接政治の在り方とか、國家の正しい構造を說いた て政治原理としての正義思想の根源をなしたといふ意味において、ヘシオドスの作品を取りあけんとするのである。 ものではない。ここでは、現實の世態からの時代嫌惡をとほして、世界觀の變化を考へ、正義が唱導されたことがやが

物語られた英雄は、典型的な人間としてとりあけられたのであり、英雄においてのみ人間をみるといこと自體が、 ロメスは名譽を重んずる騎士の世界を描いたのであつて、一般庶民をも含めた人間世界を歌つたのではない。た

ホロメス的な世界觀なのである。

ならないのであつた。實に現實の世界は、日夜勞苦に暇なく、同胞親族ともに相爭ふところの、鬪諍堅固の世界であ き苦悩の姿を見出したのである。現實は、觀念の世界、夢幻の世界、 見類型化してはゐるが、そして過去をよりよき時代として詩化してはゐるが、現實の世界は確實に凝視し、そこに苦 代を鐵時代と呼んで之等の過去、就中、黄金時代と對立せしめてゐる。過去からの發展を五つの時代に區分して、一 之に對してヘシオドスは、かかる英雄の時代を目して、過ぎ去つた一つの理想の世界だとなし、自分の生存せる時 德と吾々との間に汗をおいた」(Erga, 289)。即ち德は天賦のものでなく、額に汗する勤勞によつて獲なければ 理想的徳目の行はるる世ではなかつた。「神々

第二十八卷

充ち溢れてゐるのであるが、 すために生れてくるのである (Theogonia, 233)。 とともに沒落して行つた輓歌として感ぜられる。 英雄の徳目としてホメロス時代にみられた羞恥と義憤とは、「白き衣に美はしきその身を裹み、 反つて人間の不徳に對する懲罰的な存在と考へられるに到つたことを示してゐる。 不死なる神々の許に赴く」のであつた (Erga, 200)。 羞恥義憤が人間の世から神の許に去るといふ神話は、 否、それのみではない。「義憤」は「夜」(Nux)の子として人々を悩ま 此の思想は、 義憤が、 仕事篇には、 英雄的アレテの自發的德目としての姿を失 此の自制自發に俟つ秩序が、 ヘシオドスの農民的悲嘆の感情が だからまた、 廣き大地を去り、 人間に對する 英雄

間に對する性格が、 英雄の德目から懲罰的なものに變つてきたからである。 悪としてのヘレナ(Hellena)も、

此の義憤とヅェウスとの間に出生するのである(Kupria, 8)。義憤の解釋、

自負的な德性が無力となつたところには、 かくの如く、ホメロス時代の貴族が矜恃として持つたところの德目は人生から影をひそめた。 社會の秩序維持に對する別の意識が發生しなければならなかつた。 人間が自ら抑制する

=

<u>5</u>% を悲嘆して、 シ 父は子と、友は友と相和せず (ibid., 182-4)、 オドスの考へるところによれば、 鐵の時代の到來する以前か、 その生存した時代は、 若しくは過ぎ去つた後に出生すればよかつたといつてゐる 人は日毎に辛勞苦惱の斷え間なく、 第五の鐵の時代であつて、 夜毎に失落からとどまること 彼は此の時代に生れたこと (Erga,

義憤の人

がなく、神々は傷ましき災害を人々に與へたのである (ibid., 176-8)。 强者は弱者を虐けてそれを當然の權利となし

否、正しくすることが反つて惡いとされたのである (ibid., 270-2)。また穀物は質らず、惡疫は流行し、戰によつて 反つて稱揚されるのであつた。力が正義であるとせられ、人は力を振つて恬として恥づることがない (ibid., 190-3)。 (ibid., 189)、正しき誓を守るもの、正義なるもの、 善良なるものが尊ばれず、不善をなすもの、 不正をなすものが

多くの軍隊は敗滅し、城壁は破壞され、海上にその船は溺浚するのであつた(ibid., 237-247)。

かくの如く際涯なき苦惱と不和との世界において、何が一體秩序を維持したのであるか。それを裁き正しきに導く

者としては、至誠なる王、公正なる審判者がなければならない。

シオドスの時代に始まつたのではない。旣に、イリアスにおいても、唯一ケ所ではあるが、王を目して「人民を食る 然るに、實際において之を裁く者は、「贈物を食ふ者」dorophagos であつた (ibid., 39, 221, 264)。此のことはへ

21)

ある。 者」demoboros と呼んでゐる。 王者が人民の犠牲において非を働らく傾向は、その由來するところが遠かつたので

しさの基礎がなければならない。かかる規準が正義の思想として統一され、明確に表白されたのである。そしてそれ を抑制するために、 かくの如く指導し裁斷する者に恣意が行はれたとすれば、秩序は如何にして維持されるであらうか。支配者の恣意 羞恥とか義憤といふやうな、自發的な德目では效果が期待されない。それは强制する力であり、 裁斷の規準となるものと、抑制する强力がなければならない。それは、最早、ホメロス時代にみ

は質にヘシオドスに始まるのである。

兀

れる裁斷によつて正義に背くときは、結局人々がその償をしなければならなくなるのであつた(ibid., 256-262)。 告して傷けようとする者があれば、父ヅェウスの許にあつて、人々の惡意を告ける。意地惡き心をもつた王が、 「正義」Dike はヅェウスの子なる處女である。オルュンポスの神々の間の尊貴なるものであつた。 何人か彼女を誣

誇するもの」の圖を想起せしむる如き光景を呈するのである。かくて「正義」は霧につつまれて、泣きながら市及び人 人々が導いてゆく所では、「正義」は牽きずられて叫喚の斃が揚がるとも唱つてゐる (ibid., 220-1)。 ボッチチェリの「誹 々の集合するところに從ひ行き、「正義」を追ひ出したり之を正しく待遇しなかつた人々に、不幸をもたらすのであつ 所謂賄賂を食る

て從ふの他に道はなかつた。「正義」も直ちに不正を加へるものに懲戒を加へるものではなかつた。憐むべき人民には 歪曲されることに對する抗辯である。しかし、治められるものにとつては之を是正すべき方策とてはない。唯隱忍し ここに唱はれる正義は、常に、「狂がれる裁斷」に對する抗辯である。氏族制時代の掟が、裁く人々によつて、恣に

忍從の他に訴ふべき手段はなかつた。

運命は人間の甘受しなければならないものであつた。抂がれる裁斷者をもつことは、審判者その人のみの負ふべき不 成文法を要求するところの壁ではない。唯、裁く人の心情の純化を、神の名において期待するのみである。悲哀なる ヘシオドスが、かかる犯されたる不正、加へられたる不法に對して、抗辯の叫びをあけたとしても、それは直ちに

徳ではなくして、人間一般の不德の故の運命と觀せられた。

がためである(ibid., 134-5)。だから人間の世における不法は、ヴェウスが人間に加へる懲罰に他ならない(ibid., 人の世における暴力、不法な行為 Hubris は、人間の愚かさ Aphradia のためであり、人々が神を畏れることなき

238-9)。即ち不法の存することは、反つて、人間の倨傲不遜の精神の存在を意味するのである。プロメテウスの巧智 その不一選の故に神に罰せられるのであり、それはまた人間の世に不幸の來る禍根となつたのである(ibid., 47-9;

Theogonia, 562)°

された。人間が自らの手で運命を開拓し改善することは思念の外にあつた。人間の自己反省は、自己の能力について の反省ではなく、唯、神の前に人間のひれ伏すだけである。世の不正は永久に人間の堪へなければならね運命であり しても、それを以て人の世の禍を根絶することは出來ない。反つてそれは神を畏れざるの所業であるとされ、 だから人間の世に如何なる不幸が起つたとしても、それは人間の負ふべき責であつた。偶々人間の巧智があつたと

唯、市に如何なる正義が行はれるかは、ジェウスの照覧するところであり(Erga, 269)、 愚かなる人間を、正しく

第一號

=

人間は餘りにも悲惨ではないか。

直ぐなる判斷に向はしむるものは、ヴェウスの意志であつた(ibid., 4-5; 105 etc.)。黄金時代の精靈は、 しめられる。これがヘシオドスにとつての一縷の光明であつた。 る(ibid., 254)。 ヴェウスの考ふところの意圖は不壞のものである (Theog., 545 etc.)。 必らず正しきに向つて歸趣せ の裁斷と残虐なる行爲とを監視し(ibid., 124-5)、或はまたヅェウスが三萬の靈とともに人々を監視するとも見えてゐ 常に人の世

永續するものではない (cf. ibid., 326)。 霧極においては正義は不法にうちかつのであつた (ibid., 217)。これがヘシ 不正なるものが正しきものよりも強大であらうとも (ibid., 272)、それは浮雲の如く果敢ないものであつて、 オドスの唯一の光明であつた。 それ故に今の世において、人々が、正義の士よりも不法なるものを稱揚することがあらうとも (Erga, 191)、また

ある。だから待ちわびる心は、 俟つ心だけである。神の裁斷こそ最上のものであつた(ibid., 36, 279)。その待望の裁斷が何時下るかは全く神の手に કે_{ર્} 純朴にして敬虔なる田園詩人には、人間の力をもつて世の不正を匡さんとする意圖は毛頭ない。その絶叫する正義 決して自己の權利を第一義として主張するのではなかつた。苦惱の世においても、ひたぶるに神の正しき裁斷を 此の世に生れなければ好かつたと考へられ、或は一刻も早くこの世を離脱するが好い

ではなく、 かし神の正しき裁斷の下に生きるためには、人々は神の前にひれ伏すべきである。人々は不法に耳を傾けるべき - 正義に耳をかさなければならない (ibid., 213)。 神に供犠し神を祭ることが、人間の正しき掟なのである

といふ望となつたのである。

五

ドスのいふところの正義は、後にいふ如き國家存立の原理とは異なるものであり、彼が正義を叫んだとしても、それ としても、それは人間が自ら規制すべき原理としてではなく、神の手に握られてゐる原理なのである。從つてヘシオ かくの如く、人間が人間としての自覺にいたらず、いはば神の傀儡たる如き狀態においては、正義が强く叫ばれた

本的なものと考へらるるにいたる根源となつたといふ點において、極めて注目されなければならない。 然しながら、ヘシオドスの考へたところの正義の性格は、やがて、ギリシアにおいて國家存立の原理として最も基

は成文法の如き要求を含んだものではない。

つたことであり、更にその天賦の性格が、社會における秩序維持にとつて基本的なものと考へらるるにいたつたから 即ち當初ヴェウスの女として神格化されてあらはるる他に、別に人間の本來具備する性格として考へらるるにいた

る。 等の間に正義がないからである。 神は人々に正義を與へた。 それは最上のものである」(ibid., 276-9) と唱つてる 「クロノス Kronos の子 (Zeus) は、此の法 nomos を人々のために定めた。鳥獣魚介は相互に相食む。 また眞の正義は實に神より出でたものだとも考へてゐる(ibid., 36)。 それは彼

第一號 二五

第二十八卷

政治思想史におけるヘシオドス

第二十八

卷第一號

强食の惧れもなく、 應と

篙との

寓話にあらはれて

ゐるやうな

强者の

權利は、 人間本有の性格としての正義は、 平穏の生活が營みえられるのであつた。即ち正義の存在は人間のみのもつ特色だと考へられた。 神の與ふるところであり、 禽獣の世界に行はるることは許されても、 また之あるが故に秩序が定めえられるのであり、 人間の世にはあつ

てはならない筈である。それは正義が人間の世に存するからである。

にだけ存する性格だとすれば、 もし政治組織をもつことが人間の一つの基本的な姿だとすれば、そしてその秩序維持の原動力としての正義が人間 正義は一つの政治的原理として取り上げられたことにならざるをえない。 だからヘシ

ないけれども、 オドスの說く正義の觀念は、 やがて正義がギリシア政治思想史の根幹をなすにいたる萠芽であるといはねばならない。 唯 神への敬虔な歸依にとどまるのであつて、決して政治原理について考へたものでは

更に吾々をしてかく想定せしめる所以が、 他にも色々考へられるのである。

格な掟としては、 例へば先づ客民 Xenos に對しても、正しき裁斷を與ふべきだといふことを說いてゐる(ibid., 225)。氏族制度の嚴 他の氏族は明確に對立して意識されて居り、これに伴つて、反面には或る特定の他氏族に對しては

る客民の保護者と考へられ Zeus Xeinos (Ilias, XIII 625; Odusseia, IX 271) 從つてかかる客民を冷遇し裏切る

かかる優遇さるる他氏族員が即ち客民と呼ばれたのである。

ホメロスでは、

ヅェ

ゥ

スはかか

ことは、

峻嚴に神の懲罰に値したのであ

優遇することがあつた。

(26)

義であるべきことが主張されてゐることは、正義が、人間本有の性格に出づる規律として認められて來た結果でなく る。 ばかりでなく、 てはならない。從つて、同一部族內の規制であつた正義が、 即ち正義が、 特に限られてはるるが、 氏族を超えて、 直ちに「市民と平等の待遇」を意味したのではあるまい。しかし、たとひ差別的であるとしても、 人間として守らるべき規範に向つて進みつつあることを見のがしえない。 他の氏族員に對しても、 部族對部族の關係を規制するものにまで擴充された姿だ 守らるべき規範と考へられてゐることが考へられ 勿論、「正 ΙE

礎として認められて來たことを示すのである。卽ち正義は、 なつたのである。だから、正義は正しく、倫理的な原理であると同時に、まだ十分表現されてはゐないが、政治的原 れは正義であるといふことが、單に個人間に守らるべき道德である以上に、集團的な生活地盤たる都市の、安危の基 かかる正義から離れない人々の市は築え、 人々はその中において祭えるとも言つてゐる (ibid., 226-7)。こ 人間一般の、 個人にも國家にも、共に流通すべき規律と

(27)

といはねばならない。

六

理としても通用されんとしてきたものといはなければならない。

また、 正義の市には平和がある(ibid., 228)。此の平和は、正義と善法 Eunomia とともに法 Themis の三人の娘

政治思想史におけるヘシオドス

ふことだとも考へられてはゐない。だから、人間は法の前には平等だといふやうな正義觀はまだあらはれてはゐない。 まだ成文法もあらはれてゐないし、法の善惡といふことも十分に說かれてはゐない。また正義といふことは法に從

唯さきにのべたやうに、 おいては、 神の意志に從ひ、 そこに平和なる生活が出現するのである。 人間の間に神が法を定めたのであつて、その法に從ふことが善法なのである。 神の行為に絕對に信賴することを說くのである。 神の掟に從ふことは、 直ちに正義の行 ヘシオドスに

はれることであり、

者だけが事に當るのが當然であると考へてゐるやうにみえる。そこには、 裁斷のことに當り、 いふことが、氏人の權利でもあり義務でもあつた。ところがヘシオドスは、生計に餘裕のない身で、 元來氏族制度の立て前から言へば、軍務に服すること、 全く勞作をしないのはいけないと弦めてゐる(Erga, 28-32)。これでみると、 集團の運営について参劃し、不當なる行為の裁斷に與ると 司法のことが貴族によつて獨占されてゐる 家計に餘裕のある 家業を放擲して

28)

のである。そこに、 命惟れ從ふといふ純朴さが思はれるのである。 ことを至當とする姿があり、

かかる實際から、貴族によつて不正の行はれうる間隙が存在したことを想見するに足る

正義をといたとしても、 かかる消極的な態度をとる限りは、 それは飽くまでも忍從の範圍を出でないといふべきである。 どれほど貴族の不正を慨嘆したり、 或は人間の世の掟をとき、 從つて、法が身分に關りのない その基礎となる

ことも説かなければ、 むしろそれは當然である。唯、彼は一途に神の手に信頼せんとする心があるばかりである。法の前に平等である また法の善悪も説きはしない。 況して成文法の意義を認め、 之を要求するとい ふには到らな

といふ權利の主張は、勿論彼の心に宿つてはゐない。

强ひて言へば、正義が善法とともに、テミスの子としてあらはれる比喩のうちに、兩者の密接な關係があり、

て法の根幹として正義が認められてくる機緣が、このうちに胚胎してゐるといふことである。

また同時に平和が姉妹として表現されてゐることは、やがて平安なる都市國家が存立するためには、正義に立脚し

た法がなければならないとする考の母胎となつたのである。

には先づ、人間が自己を十分に認識することが行はれなければならない。それは正に次代の人々の事であつた。 のうちに認めえられる。その法が説かれ、法の基礎として正義が説かれてくるのは、次の時代のことであるが、それ

ギリシアの政治において、立法といふことが常に重大な先決問題として論ぜらるることの萠芽は、

此の神話

29)

第二十八卷